

訴訟能力の回復見込みがない場合の手續打切り

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 平成28年12月19日
【事件番号】 平成27年(あ)第1856号
【事件名】 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件
【裁判結果】 破棄自判
【参照法令】 刑事訴訟法1条・314条1項・338条4号
【掲載誌】 裁時1666号11頁

LEX/DB 文献番号 25448338

事実の概要

被告人は、神社の境内で見ず知らずの者2名を殺害したかどで平成7年9月25日に起訴されたが、裁判所が、平成9年3月28日の第7回公判期日において、被告人は「心神喪失」の状態であると認めたため、刑訴法314条1項のもとで公判手續は停止された。そして平成10年5月28日に勾留の執行が停止され、被告人は、精神保健福祉法29条1項により措置入院となり、公判停止の原因となった精神疾患につき治療を受けることとなった。

その後、被告人の症状について確認しながら、断続的に裁判所、検察官、弁護人との間で打合せ期日が設けられ、そのつど検察官は公訴の取消を行う予定はないと主張していたが、公判停止から約17年が経過した平成26年3月20日、原々審である名古屋地裁岡崎支部は、非可逆的な慢性化した統合失調症の症状と脳萎縮による認知機能の障害により、被告人には訴訟能力がなく、その回復の見込みもないとして、刑訴法338条4号を準用し、公訴棄却の形で手續を打切った¹⁾。

これに対して、原審である名古屋高裁は、訴追の権限を独占している検察官が公訴を取り消さないのに裁判所が公判手續を一方的に打切るとは、基本的には許されず、それができるのは「検察官が公訴を取り消さないことが明らかに不合理であると認められるような極限的な場合」に限定されるとの立場をとった上で、被告人の訴訟能力の回復の見込みがないことについては認めつつも、本件がその場合には該当しないものとして原

判決を破棄した²⁾。**判決の要旨**

1 訴訟手續の主宰者である裁判所において、被告人が心神喪失の状態であると認めて公判手續を停止した後、被告人に訴訟能力の回復の見込みがなく公判手續の再開の可能性がないと判断するに至った場合、「事案の真相を解明して刑罰法令を適正迅速に適用実現するという刑訴法の目的(同法1条)に照らし、形式的に訴訟が係属しているにすぎない状態のまま公判手續の停止を続けることは同法の予定するところではなく、裁判所は、検察官が公訴を取り消すかどうかに関わりなく、訴訟手續を打ち切る裁判をすることができるものと解される」。

2 刑訴法はこうした場合における打ち切りの裁判の形式について規定を置いていないが、「訴訟能力が後発的に失われてその回復可能性の判断が問題となっている場合であることに鑑み」、判決による公訴棄却につき規定する同法338条4号と同様に、口頭弁論を経た判決によるのが相当である。

「したがって、被告人に訴訟能力がないために公判手續が停止された後、訴訟能力の回復の見込みがなく公判手續の再開の可能性がないと判断される場合、裁判所は、刑訴法338条4号に準じて、判決で公訴を棄却することができる」と解するのが相当である。(池上政幸裁判官の補足意見がある。)

判例の解説

一 被告人が訴訟の当事者として主体的な防御活動を行うために、被告人には訴訟能力がなければならない。訴訟能力とは一般に、「被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をすることのできる能力」³⁾と定義されるが、学説では、単なる意思決定能力だけではなく、訴訟の状況を理解し、防御上必要なコミュニケーションを行う能力が必要だといわれている⁴⁾。いずれにしても、被告人が訴訟能力を欠くとき、訴訟行為は無効となり、刑訴法314条1項のもとで公判手続は停止される。

公判手続の停止は、被告人の訴訟能力がいずれ回復して訴訟が再開される可能性があることを前提とした措置であるが、長期間を経過しても、訴訟能力欠如の原因となった精神疾患等の状態に変化がなく、訴訟再開の目処が立たないこともありうる。そのような場合、本来は検察官が刑訴法257条によって公訴取消を行い、刑訴法339条1項3号に基づいて公訴棄却の決定が下されるべきであるが、検察官が公訴取消を行わないとき、どうすべきかについての明文の規定はない。

最高裁は、聴覚・言語障害者である被告人の訴訟能力が問題となった事案において、公判手続の停止を認めるとともに、千種秀夫裁判官の補足意見の中で、手続を停止した後の措置についても付言し、被告人の訴訟能力回復の見込みがない場合は、たとえ検察官の公訴取消がないとしても、裁判所が「被告人の状態等によっては、手続を最終的に打ち切ることができる」ことを示唆していた。

本判決は、最高裁としてははじめて、法廷意見において、訴訟能力の回復の見込みがない場合の手続打ち切りの考え方を確認した上で、具体的事案にも適用し、実際に公訴棄却の形で手続を打ち切ったものである。

二 裁判所による直接の手続の打ち切りについては、公訴の提起・維持に関する権限が検察官の専権であることを理由として、一旦適法な起訴がなされた以上、検察官が公訴の取消をしないかぎり、裁判所が職権で訴訟係属を消滅させる措置に出ることは許されないとする否定説もある⁵⁾。確かに検察官には公訴の提起においても取消においても起訴便宜主義のもとで広範な裁量が認められてい

る。むしろその裁量権の行使にも限界はあるが、従来の裁判所は、裁量権の逸脱によって公訴提起が無効とされる可能性を認めつつ、それを「たとえば公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合」⁶⁾に限定し、裁判所による介入については極めて慎重な態度を貫いてきた。本件の原審も、裁判所が一方的に手続を打切ることができるのは「検察官が公訴を取り消さないことが明らかに不合理であると認められる極限的な場合」に限られ、あくまで原則としては、検察官による公訴取消の合理的な運用を期待すべきであり、それが当事者追行主義にも適うとした。

しかし、検察官が公訴取消をしないかぎり、手続再開の見込みがないのに、形骸化した訴訟係属を永久的に続けなければならないというのは裁判制度として適切ではなく、人権保障の観点からも不当である⁷⁾。ゆえに学説の大半は、訴訟能力の回復の見込みがない場合の手続の打ち切りを認める。理論的根拠は、訴訟能力を非典型的な訴訟条件の一つとして、被告人の訴訟能力の回復の見込みがない場合は訴訟障害事由が生じた、ないしは訴訟関係成立の基礎を欠くものとして手続を打切るべきとするもの⁸⁾、公判手続の停止が迅速な裁判を受ける権利の侵害になることから、高田事件判決に照らして手続を打切るべきとするもの⁹⁾、被告人の公正な裁判を受ける権利¹⁰⁾や被疑者・被告人の防御権、適正手続を受ける権利に依拠するもの¹¹⁾、公判手続を停止したままの状態が続くことが事案の真相を解明し刑罰法令を適正迅速に実現するという刑訴法の目的に合致しないことを挙げるもの¹²⁾等、様々である。

具体的な打ち切りの方式についても、被告人の訴訟能力回復不能により公判手続の無期停止が見込まれることになったという事情から、公訴の提起が後発的に無効になったとして、刑訴法338条4号を準用して公訴棄却の判決を言い渡すべきとするもの¹³⁾、被告人死亡の場合に準じて、刑訴法339条1項により決定で公訴棄却をすべきとするもの¹⁴⁾、裁判所が非常措置として代替的に公訴を取り消したものと擬制して、決定により公訴を棄却すべきとするもの¹⁵⁾、被告人の責めによらない事由により裁判が長期化したことから、高田事件判決の趣旨を及ぼして免訴にすることが可能とするもの¹⁶⁾等様々なものが挙げられるが、特定の方式を選択しない論者も多い。形式裁判での

手続の打ち切りが、検察官の訴追行為に対する批判としての意味ももちうる一方で、もともとの目的が不当ないし不合理な応訴を強いられている状態から被告人を早期に解放することにあることからすると、そのための具体的な方法が必ずしも排他的なものである必要はなく、公判停止が長期化して明らかな基本権侵害となっている場合は非常救済的な免訴とし、それに至らない場合や公訴棄却の方が適切といえる場合は338条4号によるなど、事案ごとに妥当な解決策が探られるべきであろう。

なお、学説の中には、免訴と公訴棄却とでは一事不再理効の有無の点で違いがあることを理由として、本件のような場合には公訴棄却が妥当であるとすものもある¹⁷⁾。確かに、公訴棄却には一事不再理効がないことをあえて強調することによって手続打ち切りのハードルを下げるとともに、その波及効果として、検察官に対して、同種事件における公訴取消の柔軟な運用を促していく¹⁸⁾というのは、現実的な解決策ではあるかもしれない。しかし最近の学説では、二重の危険ないし二重の手続負担の禁止の観点から、打ち切り前に実体審理・実体判決の危険が生じていた場合には、公訴棄却か免訴かという形式の違いにこだわることなく拘束力を認める見解の方が有力である¹⁹⁾。本判決の補足意見では病状が回復した場合の再訴の可能性に触れられてはいるが、公判手続停止の前に、訴訟能力をめぐるものとはいえ数回の審理が行われ、執行が停止されるまで勾留されるなど、手続的な負担が生じていたこと、その後も長期間にわたって被告人の地位に留められていたことなどにも鑑みると、打ち切り後の再訴が可能なる事案といえるかについては疑問がありうるであろう²⁰⁾。

三 本件において、最高裁は、裁判所が「訴訟手続の主宰者」として、公判再開の見込みがなく、形式的に訴訟が係属しているにすぎない状態のままとなっている訴訟手続を打ち切ることができると判示した。その際、最高裁が、検察官が公訴を取り消すか否かにかかわらず、としているのは、手続の打ち切りが、打ち切りが必要な状態を招いた検察官の訴追行為を批判する意味合いをもつものではなく、裁判所の固有の権限であることを述べたものであろう²¹⁾。

また最高裁は、一審判決が、公判手続の停止を継続して刑事被告人の地位を半永久的に強制することが憲法37条1項の被告人の迅速な裁判を受ける権利や憲法31条の適正手続の保障に抵触するおそれがあるとしていたのに対し、これらの権利については触れず、憲法上の非常救済手段としての免訴を認めた高田事件判決にも言及することなく、刑訴法の目的だけを挙げて手続打ち切りの結論を導いた。池田裁判官の補足意見では、刑訴法339条1項4号（被告人死亡）の場合と同様、「被告人が実質的に欠けて基本的な訴訟構造が成り立たなくなった」ことが打ち切りの理由であるから、公訴棄却の形式裁判によるべきとする。訴訟能力を非典型的訴訟条件の一つとみる上記の学説と同様、訴訟能力の回復可能性がないという明らかな訴訟障碍事由により手続を進めることができず、刑訴法の目的が実現できなくなった以上、被告人の地位にとどめる正当な理由はないことを端的に認めたものであろう。条文としては、訴訟能力の回復可能性については慎重な審理が必要であり、口頭弁論を経た判決によるのが相当であることから刑訴法338条4項に依拠するものとされているが、その際、刑訴法338条4項の「適用」ではなく「準用」とされているのは、検察官の公訴提起・維持そのものを違法とする趣旨ではないことを示唆したものと見えよう²²⁾。

四 以上のように、本判決は、従来の公訴権濫用論との関係で論じられてきたものとは別の論理による手続の打ち切りを認めた。

しかし本件において被告人は、捜査段階で「幻覚（幻聴）や被害妄想に苦しめられており、統合失調症の再発状態」にあるとの鑑定結果があったにもかかわらず、弁護人が治療措置を求めて提訴するまで精神医学的治療が受けられなかった上、その後も刑事施設内では投薬以外の十分な治療が受けられず、起訴からおよそ2年8ヶ月後、勾留の執行が停止されて措置入院となった頃には統合失調症が慢性化した状態になっていたという²³⁾。病状が進行する前に適切な治療を行うことができなければ、回復して公判を再開できた可能性もあったことも指摘されており²⁴⁾、そのような治療の遅れ自体も問題となるところだが、いずれにしても、被告人は、非可逆的で慢性化した統合失調症だけでなく、多発梗塞性認知症も進行してお

り、訴訟能力の回復の見込がないことは早い段階から明らかであった。実際、2003年の時点で、長年被告人の病状や経過をみてきた主治医が、被告人の訴訟能力回復の見込みはないとの意見を示し、その後実施された複数の鑑定においても一致した結論が示されていた。検察官は当初、新薬や画期的治療方法の発見の可能性等を挙げて、将来にわたって回復の見込みがないと断ずることは不可能だと主張していたようであるが、そもそも回復可能性の基準を、実現の見込みのない予見不能な将来のことまで含めたところに置くべきではないのは当然であるし、少なくとも専門家の意見が一致した時点で、その意見に合理性・妥当性を疑う具体的な根拠が存在しない以上は軽視することなく²⁵⁾、それに見合った対応をとることが必要とされていたはずである。事件が重大で、被害者遺族の被害感情が峻烈であったとしても、被告人の訴訟能力が回復しない以上、公正な裁判のもとで有罪判決を得るという形での刑事訴訟法の目的が実現しえないという事実は揺らがない²⁶⁾。一審判決では、「訴訟能力の回復の見込がなく、公判手続きの再開の見込が認められない場合にその事実を率直に明らかにすること」が、「訴訟手続きを主宰して法を適正に実現する裁判所の責務」であり、「裁判所がとりうる遺族に対する誠実な対応である」としているが、当事者主義が基本であることからすると、まずは公訴の提起・追行の権限を独占する検察官として、これ以上公訴を維持することに法的な正当性がないことを率直に認め、責任をもって公訴を取り消すことこそ、求められる誠実な対応であろう。

●—注

- 1) 名古屋地岡崎支判平 26・3・20 判時 2222 号 130 頁。
- 2) 名古屋高判平 27・11・16 判時 2303 号 131 頁、高刑速平 27 年 245 頁。
- 3) 最判平 7・2・28 刑集 49 卷 2 号 481 頁。
- 4) 白取祐司『刑事訴訟法〔第 9 版〕』（日本評論社、2017 年）40 頁等。
- 5) 土本武司「訴訟能力の欠如と公訴棄却」捜研 757 号（2014 年）118 頁。
- 6) 最一小決昭 55・12・17 刑集 34 卷 7 号 672 頁。
- 7) 川口政明「最高裁判所判例解説刑事篇平成 7 年度」130 頁等。
- 8) 白取・前掲注 4）246 頁、高田昭正「訴訟能力を欠く被告人と刑事手続」ジュリ 902 号（1988 年）39 頁、松尾浩也『刑事訴訟法（上）〔新版〕』（弘文堂、1999 年）

- 151 頁、『同（下）〔新版補正第 2 版〕』（1999 年）166 頁、酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015 年）237 頁等。
- 9) 佐々木史郎「訴訟能力の欠如と公判手続の停止」平成 4 年度重判解 202 頁、青木紀博・判評 448 号（1996 年）76 頁等。
- 10) 福島至「被告人の訴訟能力」別冊ジュリ『刑事訴訟法判例百選〔第 9 版〕』（有斐閣、2011 年）114 頁。
- 11) 渡辺修「聴覚障害者と刑事裁判における訴訟能力の有無」甲南ロー 1 号（2005 年）23 頁、高田昭正「訴訟能力」刑弁 3 号（1995 年）144 頁、中島宏「被告人の訴訟能力と手続打ち切りの可否」法セ 747 号（2017 年）126 頁等。
- 12) 長沼範良「訴訟能力に疑いがある場合と公判手続の停止」ジュリ 1108 号（1997 年）114 頁等。
- 13) 高田昭正「訴訟能力」刑事弁護コメント（1998 年）23 頁、松尾・前掲注 8）（下）166 頁等。
- 14) 鈴木茂嗣『刑事訴訟法〔改訂版〕』（青林書院、1990 年）44 頁。
- 15) 指宿信『刑事手続打ち切り論の展開』（日本評論社、2010 年）133 頁。
- 16) 佐々木・前掲注 9）、青木・前掲注 9）等。
- 17) 緑大輔「被告人の訴訟能力の回復見込みがない場合の手続打ち切り」刑弁 90 号（2017 年）73 頁。
- 18) 同上 77 頁。
- 19) 白取・前掲注 4）471 頁以下等。また、たとえば渡辺修『刑事裁判と防御』（日本評論社、1998 年）169 頁は、聴覚障害者の訴訟能力欠如により手続を打ち切った場合に、打ち切りの形式が公訴棄却であれ免訴であれ、再訴を認めるべきではないとする。
- 20) 松代剛枝「訴訟能力欠如を理由とする公訴棄却の適否」ジュリ 1505 号（平成 28 年度重判解）192 頁も再訴には懐疑的な立場をとる。
- 21) 指宿信「岡崎事件最高裁判決を読む——その射程とインパクト」刑弁 90 号（2017 年）65 頁、中島宏・前掲注 11）、宇藤崇「訴訟能力が回復する見込みがない場合の手続打ち切り」法教 437 号（2017 年）147 頁、等。
- 22) 中島・同上参照。
- 23) 伊神喜弘「ある精神障害者の弁護活動」刑弁 79 号（2014 年）159 頁。
- 24) 中島直「精神科医コメント」刑弁 79 号（2014 年）162 頁。
- 25) 佐藤隆太「最高裁判決を受けて弁護人は何をすべきか」刑弁 90 号（2017 年）81 頁、中島直「治療開始と公訴棄却判断の遅さ」刑弁 90 号（2017 年）79 頁。
- 26) 事件の重大性や被害者遺族感情を手続打ち切りの判断において考慮すべきでないという点については、緑・前掲注 17）75 頁、暮井真絵子「訴訟能力の回復見込みがないとして公訴棄却した原判決を破棄差し戻した事例」刑弁 86 号（2016 年）119 頁等。